平成２９年（フ）第３９４号
熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目41番地７
メゾンロイヤル　302号
債務者　岡田由紀子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市本城町622番地46
債務者　中森　和江
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
鹿児島県日置市東市来町湯田2319番地２
債務者　今田　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
秋田市山王中園町９番45号　山王中園マンション302号
債務者　小玉　**廣**樹
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６号
富山市宮園町117番地12
債務者　加藤　珠里
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８７号
熊本市中央区渡鹿６丁目１番61号　清丸ハイツ201号室、前住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰598番地
債務者　市原　忠典
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８８号
大分県別府市中島町17番４号
債務者　池永　雅樹
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６１１号
千葉県市原市北国分寺台３丁目12番地16
アップルシティー郡本205号
債務者　片倉　広美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７３号
千葉市若葉区西都賀４丁目19番３号　ストークハイム101号
債務者　林　　忠嗣
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７４号
千葉市若葉区西都賀４丁目19番３号　ストークハイム101号
債務者　林　　弘美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８９号
千葉市花見川区幕張町４丁目1800番地１　ライオンズガーデン幕張705号
債務者　石田　恵介
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２００号
千葉市中央区汐見丘町３番５号
債務者　髙石　賢成
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６５号
千葉県市川市欠真間２丁目14番９号　（第一共立コーポ104号）
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
宮城県遠田郡涌谷町小里字長根北91番地７
債務者　成川　陽介
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福島県西白河郡矢吹町小松348番地
債務者　田﨑　京子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第７号
栃木県真岡市久下田1382番地　市営住宅さくら団地Ｂ棟１号
債務者　渡辺　拓也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（フ）第２２３号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅18号
債務者　大橋　錦也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部